

答弁書第二号

内閣参質一八七第三号

平成二十六年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員有田芳生君提出拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する質問に対する答弁書

一及び五について

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者について、北朝鮮との協議の場等において警察が保有する情報を北朝鮮に対し提供することも想定されたことから、警察では、これらの者の情報を北朝鮮に提供する場合には、提供の可否に係るこれらの者の家族の意向を踏まえて対応するため、実務上の取扱いとして、あらかじめその確認を行ったものである。

二について

本年九月二十九日現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の数は八百八十三名であるが、これらの者の家族の意向の確認結果を明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。また、御指摘の拉致被害者は、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者には含まれないため、一及び五について述べた確認の対象ではない。

三について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

北朝鮮は、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を行っていると承知している。

六及び七について

御指摘の情報提供に至る過程については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。